

# E i w a N e w s

中小企業経営強化税制、仮想通貨に係る課税関係

平成 29 年 6 月  
( No. 143 )

中小企業者等の投資を支援するために、平成 29 年度税制改正で既存の中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制を創設した上で、これまで対象外であった器具備品・建物附属設備が追加されました。

また、仮想通貨に係る消費税の課税関係が見直されましたので、あわせてご紹介いたします。

## 【1】中小企業経営強化税制

### 1. 中小企業経営強化税制

青色申告書を提出する中小企業者等が指定期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日）内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等して事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の 10%（資本金 3 千万円超の法人は 7%）の税額控除を選択適用することができます。

### 2. 対象資産

#### (1) 生産性向上設備（A 類型）

以下の 2 つの要件を満たすものをいいます。

一定期間内に販売されたモデル（最新モデルの必要はありません）

生産性が旧モデルと比べ年平均 1%以上改善する設備

、 について、工業会等から証明書を取得する必要があります。

#### (2) 収益力強化設備（B 類型）

投資利益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備をいいます。

上記について経済産業局から確認書を取得する必要があります。

類型	A 類型	B 類型
対象設備 (取得価額/ 販売開始時期)	・機械装置(160万円以上/10年以内)	・機械装置(160万円以上)
	・測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)	・工具(30万円以上)
	・器具備品(30万円以上/6年以内)	・器具備品(30万円以上)
	・建物附属設備(60万円以上/14年以内)	・建物附属設備(60万円以上)
	・ソフトウェア(70万円以上/5年以内) 情報を収集・分析・指示する機能を有するもの	・ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること / 中古資産・貸付資産でないこと 等 事業の用に直接供される設備が対象のため、事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物 附属設備等は対象外。	

### 3. 適用手続きの流れ

- (1) 工業会等による証明書（A 類型）や、経済産業局による投資利益率に関する確認書（B 類型）を取得する。
- (2) 経営力向上計画を策定し、これに上記（1）の北°-を添付し各担当省庁に申請する。
- (3) 各担当省庁から計画認定を受ける。
- (4) 設備を取得する。

### 4. 設備の取得時期

#### (1) 原則

経営力向上計画の認定後に取得する。

#### (2) 例外

設備取得後に経営力向上計画を申請する場合、取得日から 60 日以内に経営力向上計画が受理され、当該設備を事業の用に供した事業年度内に認定を受ける必要があります。

B 類型の経済産業局への確認書は、設備取得より前に申請する必要があります。

## 【2】 仮想通貨に係る消費税の課税関係

### 1. 概要

ビットコイン等の仮想通貨の譲渡は、支払手段ではなく「モノ」の譲渡として課税取引に該当していましたが、資金決済に関する法律の改正により仮想通貨が支払の手段として位置づけられたため、平成 29 年度税制改正において仮想通貨の譲渡は非課税とされることになりました。

### 2. 課税売上割合

仮想通貨を含む支払手段の譲渡は非課税とされますが、課税売上割合の計算上は、分母の総売上高に含めないものとされます。

### 3. 適用時期

本改正は、平成 29 年 7 月 1 日以後に行う譲渡について適用があります。

そのため、平成 29 年 6 月 30 日までの仮想通貨の譲渡については、課税取引として取り扱われ、課税売上割合の計算上も、課税売上高に含まれることとなります。

---

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、  
お願いいたします。